

平成30年7月20日

文化審議会答申（選定保存技術の選定及び保持者の認定等）

文化審議会（会長 佐藤 信）は、7月20日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定等について、文部科学大臣に答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に、選定保存技術の選定件数は75件、保持者数は58名、保存団体数は34団体となる予定です。

＜担当＞文化庁文化財部伝統文化課

課長	高橋 宏治（内線2859）
文化財調査官（参事官（建造物担当））	黒坂 貴裕（内線2796）
文化財調査官（美術学芸課）	地主 智彦（内線2893）
文化財調査官（芸能部門）	吉田 純子（内線2866）
文化財調査官（工芸技術部門）	佐藤 直子（内線2867）
課長補佐	吉野 孝行（内線2414）
振興係長	是永 寛志（内線3104）

I. 答申内容

(1) 選定保存技術の選定及び保持者の認定

年齢は平成 30 年 7 月 20 日現在

選定保存技術	保 持 者		
名 称	氏名 (雅号)	生年月日 (年齢)	住 所
有形文化財等関係			
じ だいぎれようそうこうせいさく 時代裂用綜紬製作	かめ い つよし 亀井 剛	昭和20年1月17日 (満73歳)	京都府京都市
とうそう さや せいさくしゅうり 刀装(鞘)製作修理	たかやま かずゆき 高山 一之	昭和15年3月9日 (満78歳)	東京都目黒区
有形文化財等関係及び無形文化財等関係			
て うちばりせいさく 手打針製作	こ じま きよ こ 小島 清子	昭和22年3月5日 (満71歳)	広島県広島市

(2) 選定保存技術の保持者の追加認定

年齢は平成 30 年 7 月 20 日現在

選定保存技術	保 持 者		
名 称	氏名 (雅号)	生年月日 (年齢)	住 所
無形文化財等関係			
ほうがっ き いとせいさく 邦楽器系製作	はしもと けいすけ 橋本 圭祐	昭和21年6月13日 (満72歳)	滋賀県長浜市

(3) 選定保存技術の選定及び保存団体の認定

選定保存技術	保 存 団 体		
名称	団体名	代表者	事務所の所在地
有形文化財等関係			
かやさいしゅ 茅採取	いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 にほんかやぶぶんかきょうかい 日本茅葺き文化協会	代表理事 あんどう くにひろ 安藤 邦廣	茨城県つくば市
そうこうしゅうりざいりょう 装演修理材料・ ようぐせいさく 用具製作	いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 でんとうぎじゅつでんしょうしゃきょうかい 伝統技術伝承者協会	理事長 うえくぼ りょうじ 上窪 良二	京都府京都市

(4) 選定保存技術の保存団体の追加認定

選定保存技術	保 存 団 体		
名称	団体名	代表者	事務所の所在地
有形文化財等関係			
ひわださいしゅ 檜皮採取	こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 ぜんこくしゃじとうやねこうじ 全国社寺等屋根工事 ぎじゅつほぞんかい 技術保存会	会長 むらかみ ひであき 村上 英明	京都府京都市
やねいたせいさく 屋根板製作	こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 ぜんこくしゃじとうやねこうじ 全国社寺等屋根工事 ぎじゅつほぞんかい 技術保存会	会長 むらかみ ひであき 村上 英明	京都府京都市

(5) 選定保存技術の保持者の認定解除

年齢は平成30年7月20日現在

選定保存技術	保 持 者		
名称	氏名（雅号）	生年月日（年齢）	住所
有形文化財等関係			
ひょうそうたてぐせいさく 表装建具製作	たかだ みつ お 高田 三男	大正15年1月3日 (満92歳)	京都府京都市

Ⅱ. 解説

〔（１）選定保存技術の選定及び保持者の認定〕

（有形文化財等関係）

1 時代裂用綜紵製作 亀井 剛

（１）選定保存技術の選定について

① 名称

時代裂用綜紵製作

② 選定保存技術の概要

綜紵は、織機^{そこう しよつ き}の一部分を構成する用具で、織物^{よこいと}の緯糸^{ひ みち}を通す杼道^{しよどう}を作るために経糸^{たていと}を運動させ、織組織^{おり そしき}と織密度^{おりみつ ど}を操る役割を担う。綜紵は、経糸の本数分、経糸を通す綜紵目^{そこう め}（目ガラス）をもつ紋綜紵^{もんそこう}（紋ワイヤー）を、上部から通糸^{つうじいと}及びカタン糸^{や がね}（馬糸）で吊るし、下部には矢金^{じゆうすい}（重錘）を付ける。通糸は相互に絡まることを防ぐとともに織幅と柄の位置を決定する目板を通りカタン糸と結ばれる。カタン糸は輪状に作られ、輪の内側に上下運動を伝える棒刀板^{ぼうとういた}が入れられる。

時代裂^{じ だい ぎれ}は、時代の古い染織品^{し ょう ぎん}を指し、染織品として賞翫^{しょうがん}されるのみならず、文化財（美術工芸品）においては書画^{ひやう ぐ}の表具裂^{ひやう ぐ ぎれ}として珍重されてきた。表具裂は書画の内容に応じ、錦^{にしき}、金欄^{きんらん}、緞子^{どんす}、綾^{あや}、羅^ら、紗^{しゃ}等の多様な品質の時代裂が、時代の変遷とともに使い分けられてきた。したがって、書画の修理に際し表具裂を新調する場合には、文化財の内容、時代性に応じた表具裂を製作する必要がある。そのため、その製作技術は「表具用古代裂^{ひやう ぐ いう こ だい ぎれ}（金欄等）製作^{きんらんとう せいさく}」として選定保存技術に選定される。

時代裂を復元製作するためには、多様な材料、用具が不可欠であるが、中でも綜紵は文様を織り出す上で核となる用具である。時代裂用綜紵の製作に当たっては、時代裂の織組織、糸の太さ、織密度等を分析し綜紵を設計する能力と、高密度に紋綜紵の高さを揃える等の緻密な技術が必要となる。近年、綜紵の需要が激減し、技術者の減少と高齢化が顕著であり、時代裂製作に不可欠な綜紵製作技術につき保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保持者の認定について

① 保持者

氏 名 亀井 剛

生年月日 昭和20年1月17日（満73歳）

住 所 京都府京都市

② 保持者の特徴

同人は、長年にわたり時代裂用綜紵製作に従事し、金襴等の^{もんおり}紋織、最も複雑な^{もん}紋羅をはじめとして、製織法が必ずしも解明されていない多様な時代裂の織組織を分解し綜紵を設計する能力及び綜紵を製作する技術に卓越する。更に、羅製織のための^{ふるえ}振機装置や高い経糸密度の紋織綜紵の改良等にも実績を残している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和20年に生まれ、京都・西陣にて同24年に父が創業した綜紵製作を営む家に育った。学生時代より時代裂の製織技術に関心が深く、京都工芸繊維大学工芸学部機織工芸科では羅を卒業論文とした。大学卒業後、実家の亀井綜紵株式会社に就職し、父に師事して綜紵製作の技術を習得、錬磨した。以来、今日に至るまで、^{けんぽんちやくしよくしゃ か きんかんしゆつげん ず}国宝・絹本著色釈迦金棺出現図（京都国立博物館）や重要文化財・^{けんぽんちやくしよくりようかいまん だ ら ず}絹本著色両界曼荼羅図（京都・教王護国寺）用の錦をはじめとして、数多くの国宝・重要文化財の表具裂の綜紵製作に携わった。このほか、正倉院裂、^{けんぽんちやく}観世流片山家能装束、^{け そうひん}祇園祭懸装品及び中国湖南省^{こなんしやうちやうさ し ま}长沙市^ま馬王堆一号墓出土^ま紋羅の復元等、多様な時代裂の綜紵製作にも実績を残し、文化財保護に多大に貢献してきた。

また、京都市産業技術研究所繊維技術センターの講師として後進の育成・指導に当たっているほか、京都府匠会会長、西陣織綜紵組合理事長として^{し かい}斯界のまとめ役としての功績も大きく、数々の表彰実績がある。以上のように、同人は、時代裂用綜紵製作技術を体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和42年	京都工芸繊維大学工芸学部機織工芸科卒業 亀井綜紵株式会社に就職、父に師事し綜紵技術を習得
同 62年	亀井綜紵株式会社代表取締役就任（現在に至る）
平成 5年	西陣織製織部門伝統工芸士（通商産業省）
同 14年	西陣織綜紵組合理事長（同16年まで、同22年から同24年まで）
同 17年	京都府伝統産業優秀技術者（京都府）
同 26年	卓越した技能者表彰（厚生労働省）
同 27年	第6回ものづくり日本大賞内閣総理大臣賞（経済産業省）
同 28年	京都府匠会会長（現在に至る）



(亀井剛氏)



(綜紬を製作する亀井剛氏)

(3) 備考

同分野の既認定者

なし

2 とうそう さや せいさくしゅうり たかやま かずゆき
刀装 (鞘) 製作修理 高山 一之

(1) 選定保存技術の選定について

① 名称

とうそう さや せいさくしゅうり
刀装 (鞘) 製作修理

② 選定保存技術の概要

刀装は、刀剣類の外装であり、拵ともいう。刀装の形式は太刀拵、室町時代に出
現した打刀拵、及び短刀である腰刀拵等に大別される。鞘は、中世以前は檜材等、
多様な素材が用いられたが、江戸時代以降は主に朴材が用いられた。一般には革巻
や漆塗等で仕上げられたが、金属、漆、染織、皮革、牙角類等を用いて工芸技術の
粋を尽くした装飾性の高い拵も製作された。このように刀装の品質・形状は刀剣類
の形状の変遷、各時代の好みや社会性を反映して歴史的に多様な展開を見せ、工芸
品として文化財上の価値が高いものも多い。一方、江戸時代以降は保存用として朴
材素木の白鞘が製作されるようになった。

刀装は、鞘師による鞘下地、白銀師による鍔、彫金師による鐔・小柄・筭・目貫
の金具、塗師による鞘装飾、柄巻師による柄巻等の多様な素材により構成され、分
業により製作される。下地となる鞘の形状を成形し、各部品装着部の加工を行う鞘

師は、各時代の刀剣、刀装の品質・形状に関する知識の上に、極めて精度の高い木工技術を必要とするだけでなく、製作・修理を統括する役割を担う。また、別に白鞘製作を行う。鞘下地及び白鞘には、油分が少なく、木質が均一な朴材を一般に用いる。鞘の加工は、刀剣類の形状に合わせて内部を掻き入れ、外形を整え、諸部品製作者と連携を図りながら装着部の加工を行うが、寸分の狂いや歪みも許されないため、材料の吟味と正確な加工技術が求められる。また、修理においては、各時代における材料・工法の知識の上に、現状を維持することが求められ、知識、経験及び熟達した技術が必要とされる。

我が国には、刀剣、刀装が数多く伝来し、国宝・重要文化財指定を受けた刀装の修理や白鞘の新規製作を行う必要がある。近年、刀装の製作・修理需要が減少し、良質の材料の確保が困難になり、伝統技術を継承する技術者の高齢化が進行していることから、当該技術につき、保存の措置を講ずる必要がある。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 たかやま かずゆき 高山 一之

生年月日 昭和15年3月9日（満78歳）

住 所 東京都目黒区

② 保持者の特徴

国内の国宝・重要文化財の刀装の修理及び復元、国内外の刀剣類の白鞘製作に数多く携わり文化財保護に大きく貢献してきた。我が国の刀装の品質・形状に精通し、刀装の製作、復元、修理及び白鞘製作に数多く携わり、その知識と技術は斯界し かいにおいて高い評価を得ている。

③ 保持者の概要

同人は、昭和15年、江戸時代から続く鞘師の家である高山家たかやまはじめに、高山一の長男として東京・芝白金に生まれた。同37年に法政大学経済学部を卒業した後、父に師事し、刀装の製作、修理技術を体得し、その技術の錬磨向上に励むとともに、古い時代の刀装の研究を進め、同58年には財団法人日本美術刀剣保存協会（現 公益財団法人日本美術刀剣保存協会）主催研磨外装技術発表会の無鑑査に認定された。

くろづくり た ち こしらえ 黒作大刀 拵（正倉院蔵）、きんぎんこんどうそうたままきおだ た ち こしらえ 金銀金銅装玉纏大大刀 拵・きんぎんこんどうそうたままきけんこしらえ 金銀金銅装玉纏剣 拵（奈良・藤ノ木古墳出土）、けぬきがた た ち こしらえ 毛抜形太刀 拵（奈良・春日大社所蔵）等の復元、重要文化財・かわづみ た ち こしらえ 革包太刀 拵（愛媛・大山祇神社）、国宝・きんそうほうけんこしらえ 金装宝剣 拵（琉球国王尚

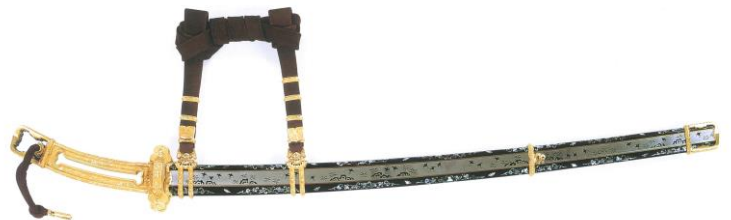
家関係資料のうち、沖縄・那覇市)等の修理、更には数多くの白鞘製作の実績がある。また、長く、財団法人日本美術刀剣保存協会等において、刀装製作に関する講師、技術発表会等の審査員を務め、刀装製作技術の普及、発展と後継者育成に従事してきた。以上のように、同人は、伝統的な鞘の製作及び修理技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

- 昭和37年 法政大学経済学部卒業
たかやまはじめ
 父・高山一に師事
- 同 57年 財団法人日本美術刀剣保存協会（現 公益財団法人日本美術刀剣保存協会）外装技術研修会鞘の部講師（平成18年まで）
- 同 58年 同前協会研磨外装技術発表会無鑑査認定
- 同 61年 同前協会研磨外装技術発表会鞘の部、拵の部審査員（平成2年まで）
- 平成 3年 同前、鞘の部、拵の部、柄巻の部審査員（同9年まで）
- 同 8年 同前協会評議員（平成16年まで）
- 同 10年 同前鞘の部、拵の部、柄巻の部、白銀の部審査員（平成18年まで）
- 同 16年 同前協会監事（平成18年まで）
- 同 21年 一般財団法人日本刀文化振興協会（現 公益財団法人日本刀文化振興協会）研磨外装刀職技術展覧会鞘の部、新作刀の部、研磨の部、白銀の部、刀装具の部、柄巻の部、漆塗の部審査員（平成30年まで）
- 同 22年 同前協会常務理事（平成30年まで）
- 同 30年 同前協会参与（現在に至る）



（高山一之氏）



（高山一之氏が復元した毛抜形太刀 拵けぬきがたちこしらえ）

（3）備考

同分野の既認定者
 なし

(有形文化財等関係及び無形文化財等関係)

1 手打針製作 小島 清子

(1) 選定保存技術の選定について

① 名称

手打針製作

② 選定保存技術の概要

手打針製作は、染織品の縫製や刺繍等に用いられる針を製作する技術である。

針は、衣装等の製作に用いられる様々な工芸技術を支える最も基本的な用具であり、古来、多種多様な形態の針が発達してきた。伝統的な手打針の製作工程には、原材料である針金の切削、針頭の成型、穿孔、焼き入れと焼きなまし、研磨等があり、それぞれに精密かつ高度な技術が必要とされる。

手打針は、多彩な工芸技術の内容と意匠表現に対応するように、太さ、長さ、針頭や針孔の形、先端の尖り等が細やかに調整されたもので、極めて多種にわたる。また、使用する糸の色艶を損ねず、速く正確に縫えるよう形状に工夫が重ねられ、機能性が高い。しかし、明治時代に欧米から新たな技術が導入され、それ以来、機械製の針が広く普及し、手打針の存在を凌駕するようになった。

今日においても良質の手打針は、日本刺繍のような伝統的な工芸技術や、染織品等の有形文化財の保存技術のために不可欠のものであるが、製作者が激減し、供給が危ぶまれている。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏 名 小島 清子

生年月日 昭和22年3月5日(満71歳)

住 所 広島県広島市

② 保持者の特徴

同人は、伝統的な手打針の製作技術を高度に体得している。同人は、日本刺繍や有形文化財の修復等に用いられる様々な種類の手打針を製作しており、その品質は関係者から高い評価を得ている。

③ 保持者の概要

同人は昭和22年に広島県に生まれ、同57年から、広島県で手打針製作業を営む父・堀田^{ほったしずま}静麿に師事して手打針の製作技法を修得した。以来、更に技を練磨して高度に体得し、日本刺繍や有形文化財の修復等に用いられる高品質な手打針を製作している。

同人の手打針の製作技法は、太さ0.2ミリから始まり、ほぼ0.05ミリずつ太さを増していく様々な長さや形状の針を、精密な工程を経て完成させるものである。同人が製作する主要な針は15種類あり、そのうち最も細い「江戸^{えど}付^{づけ}」（太さ0.2ミリ）及び「毛^け針^{ばり}」（太さ0.25ミリ）は、染織品の修復に用いられる。その他、「糸^{いと}八^{はち}」（太さ0.3ミリ）から「極^{ごく}衣^い裳^{しょう}」（太さ1.44ミリ）までの13種類の針は、日本刺繍の様々な技法に合わせて使用されている。

同人の製作する手打針は、伝統的な工芸技術の保存・伝承に不可欠な用具として、関係者に高い評価を得ている。又、同人は、後進の指導・育成にも尽力している。

以上のように、同人は、伝統的な手打針の製作技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和57年 父・堀田^{ほったしずま}静麿に師事

同 60年 父より家業を継ぎ、手打針の製作に従事（現在に至る）

平成18年 第26回伝統文化ポラ賞地域賞



（小島清子氏）



（作業中の小島清子氏）

（3）備考

同分野の既認定者

なし

〔（２）選定保存技術の保持者の追加認定〕

（無形文化財等関係）

1 邦楽器系製作 ほうがっきいせいさく 橋本 圭祐 はしもと けいすけ

「邦楽器系製作」は、平成27年10月1日に選定保存技術に選定され、現在、保持者として小篠敏之氏が認定されている。現保持者に加えて、橋本氏を保持者として「追加認定」するものである。

（１）選定保存技術「邦楽器系製作」について

邦楽器系製作は、生糸を素材とした邦楽器の糸（げん）を製作する技術であり、原糸から繰糸、合糸、撚糸、伸張、巻取、染色等、複数の工程を経て作られる。糸の種類が多い上に、実演家それぞれの細かい要望もあることから、製作の中心となる者は製作工程のすべてに精通し、知識と経験に基づく高い技量があることが要求される。

邦楽器系製作は重要無形文化財に指定される諸芸能の保存、継承に欠くことのできない技術であり、保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保持者の認定について

① 保持者

氏 名 はしもと けいすけ 橋本 圭祐

生年月日 昭和21年6月13日（満72歳）

住 所 滋賀県長浜市

② 保持者の特徴

同人は、父・橋本太雄（はしもとふと お）（選定保存技術「邦楽器系製作」保持者）に師事して邦楽器系製作の技術を習得した。経験と知識に裏付けられた確かな技術は、重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者をはじめ、邦楽演奏家から高く評価され、厚い信頼が寄せられている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、邦楽器系製作を家業とする橋本家の長男として昭和21年滋賀県伊香郡木之本町（現 長浜市木之本町）に生まれた。同43年より父・橋本太雄の下で糸製作の修業を始め、翌44年には橋本参之祐商店の専務取締役役に就任した。その後

も研鑽に励み、伝統的な糸製作の全工程を習得し、同62年、同社が丸三ハシモト株式会社に社名を変更すると同時に、父に代わって代表取締役社長に就任した。

丸三ハシモト株式会社は、三味線や箏をはじめとする邦楽器の糸製作を行うが、中でも人形浄瑠璃文楽の三味線の糸は同社が一手に引き受けている。同社が製造する糸の種類は、糸の太さや撚りの方法の違いに加え、実演家それぞれの要望もあるため350種を超える。糸製造の工程の多くは手作業で行われ、中でも同社は「独楽撚り」ができる糸製造元として知られている。独楽撚りは糸の先におもり 錘としての独楽をつけ、錘の力で自然と糸を引っ張りながら手作業で撚り上げる技術である。機械撚りとは異なり、生糸に必要な以上の負荷をかけないことから音色が良い糸に仕上がるといい、独楽撚りでの糸を求める実演家は多い。

同人は会長職になった現在も現役で糸製作に従事するとともに、若手技術者の指導・育成に尽力している。同人の経験と知識に裏付けられた確かな技術は、重要無形文化財「人形浄瑠璃文楽」の保持者をはじめ、邦楽演奏家から高く評価され、厚い信頼が寄せられている。

以上のように、同人は、邦楽器糸製作の技法を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

- 昭和43年 父・橋本太雄のもとで邦楽器糸製作を始める
- 同 44年 橋本参之祐商店専務取締役に就任
- 同 62年 橋本参之祐商店から丸三ハシモト株式会社に社名変更
- 同 年 丸三ハシモト株式会社代表取締役社長に就任
- 平成24年 丸三ハシモト株式会社代表取締役会長に就任（現在に至る）
- 同 年 長浜市功労者表彰



（橋本圭祐氏）



（作業中の橋本圭祐氏）

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

はしもと ふと お
橋本 太雄

(昭和54年4月21日選定・認定～平成4年8月15日認定解除)

おざさ ひろゆき
小篠 洋之

(昭和54年4月21日選定・認定～平成26年8月6日選定・認定解除)

さえぐさ しょうぞう
三枝 正造

(昭和55年4月21日認定～平成3年2月4日認定解除)

(現保持者)

おざさ としゆき
小篠 敏之

(平成27年10月1日選定・認定)

〔（３）選定保存技術の選定及び保存団体の認定〕

（有形文化財等関係）

1 茅採取 かやさいしゅ 一般社団法人日本茅葺き文化協会 いっぽんしゃだんほうじん にほんかやぶぶん かきょうかい

（１）選定保存技術の選定について

① 名称

かやさいしゅ
茅採取

② 選定保存技術の概要

かやさいしゅ
茅採取は、屋根葺の一種で農山村の民家に多く見られる茅葺に用いるための、ススキやヨシ等を育成し、採取する技術である。

茅の採取は、本来は地域住民によって行われた農作業の一つであったが、建築資材としての需要減少、農業形態の変化により必要性が薄れた作業である。

かやか 茅刈り、乾燥させるための茅立て、選別して屋根葺材料にこしら 拵える茅選り、これら一連の作業を手際よく行う技術がなければ、屋根葺に用いる良質で大量の茅を得ることは不可能である。

茅の育成、かやば 茅場の管理も、地域の地勢や植物に関する知識や慣習の蓄積によって支えられてきたものである。質の確保のために火入れを行う場合にも、地勢や工程に関する知識や経験がなければ危険な作業である。

文化財建造物の修理において、茅が遠方から運ばれている実態があり、かやば 茅場制度の消滅に伴う担い手不足の問題があることから、保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保存団体の認定について

① 保存団体

団 体 名 いっぽんしゃだんほうじん にほんかやぶぶん かきょうかい
一般社団法人日本茅葺き文化協会

代 表 者 あんどう くにひろ
代表理事 安藤 邦廣

事務所の所在地 茨城県つくば市

② 保存団体の概要

同会は、平成１１年に茅葺き民家居住者、技能者、研究者、支援自治体が集まって結成され、同２２年に発展的に組織替えして一般社団法人として発足した。会員には重要伝統的建造物群保存地区の茅葺を担う地元団体を含む等、地域色を尊重

し、文化庁が設定している「ふるさと文化財の森」において、茅刈り、加工の研修、茅場の再生と活用等の対話、茅採取の技術や文化についての記録作成といった事業を継続的に行ってきており、同技術の保存・伝承に尽力している。

以上のように同会は、茅採取技術の保存上適当と認められる事業を行う団体である。



かや か
(茅刈りの指導)



かや た
(茅立ての実習)

(3) 備考

同分野の既認定者及び既認定団体
なし

2 そうこうしゅうりざいりょう 装 潢 修 理 材 料 ・ ようぐせいさく 用具製作 いっばんしゃだんほうじんでんとうぎじゅつでんしょうしゃきょうかい 一般社団法人伝統技術伝承者協会

(1) 選定保存技術の選定について

① 名称

そうこうしゅうりざいりょう 装 潢 修 理 材 料 ・ ようぐせいさく 用具製作

② 選定保存技術の概要

文化財（美術工芸品）のうち絵画や書跡・典籍、古文書等の文化財は、紙や絹を基底材とし、脆弱な材料をもって製作されるものが多い。これらは掛幅装、卷子装、屏風装、冊子装等の形状に装幀されるものが多いが、品質・構造上の特徴から、定期的に修理される必要があり、その修理技術は「装潢修理技術」として選定保存技術に選定されている。

修理を行うには、伝統的な製法・技術により製作された高品質な材料、修理技術の発展に応じ最適化した品質・形状をもつ用具が必要である。材料では、手漉和紙（美濃紙、美栖紙、宇陀紙、間似合紙等）、唐紙、金工品（軸首、飾金具）、木工

品（表装^{ひょうそうたてぐ}建具，保存桐箱^{なかく}，中軸^{なかく}，軸首等），染織（表具^{ひょうぐ}裂^{ぎれ}，綜^{そう}統^{こう}，金銀糸^{きんぎんし}・平箔^{ひらはく}，組紐^{くみひも}，真田紐^{さなだひも}，染色等），漆工等，用具では，刷毛（糊^{のり}刷毛^{ばけ}，水^{みず}刷毛^{ばけ}，打^{うち}刷毛^{ばけ}等），包丁，定規，手漉和紙製作用具等が代表的なものとして挙げられ，各々は更に多くの原材料生産者に支えられる。

しかし，今日，上記の材料・用具に対する需要が激減し，いずれも製作者の減少，高齢化が顕著に進行する中であって，伝統的な材料・用具の供給や製作技術の伝承が危ぶまれる状況にある。

以上のように，装潢修理材料・用具製作は，美術工芸品の保存上に欠くことのできない技術であるため，保存の措置を講じる必要がある。

（２）保存団体の認定について

① 保存団体

団 体 名	一般社団法人 ^{いっぽんしゃだんほうじん} 伝統技術 ^{でんとうぎ} 伝承者 ^{でんしゅうしや} 協会 ^{きょうかい}
代 表 者	理事長 ^{うえくぼ} 上窪 ^{りょうじ} 良二
事務所の所在地	京都府京都市

② 保存団体の概要

同会は，美術工芸品（絵画，書跡等）の修理実施に当たり不可欠である，伝統技術による材料・用具の製作者を会員とし，材料・用具の製作や生産体制の維持，継承，拡充を図ることを目的に平成２２年に設立された。設立の背景には，伝統技術による材料・用具製作の継承のためには，製作者間の協力体制が必要とされたことがある。

以来，（１）伝統技術に関する技術向上及び後継者育成，（２）伝統技術を用いて製作される用具・材料に関する品質検証及び技術の向上，（３）伝統技術及び装潢修理技術に関する情報交換及び共有，事業成果の公開，（４）前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業を行うことを目的とし，後継者等育成支援事業，材料・用具確保事業，研修会開催等の事業を継続的に実施している。

近年，いずれの分野においても，製作者の高齢化や廃業等により，材料・用具の安定的供給は危機に瀕している。同会会員は，伝統的な製法，技術を理解した上で諸材料・用具類を製作・生産しており，長年にわたり美術工芸品修理で用いられてきた実績がある。以上のことから，同会は美術工芸品修理の材料・用具製作技術の保存上に適当と認められる事業を行う団体と認められる。



みすがみ はけるい ほうちょうとう
(美栖紙, 刷毛類, 包丁等各種用具類)



ひょうぐようこだいぎれ
(表具用古代裂)

(3) 備考

同分野の既認定者及び既認定団体
なし

〔（４）保存団体の追加認定〕

（有形文化財等関係）

1 ひわ ださいしゅ こうえきしゃだんほうじんぜんこくしゃじとう や ね こうじぎじゅつほぞんかい 檜皮採取 公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会

「^{ひわ ださいしゅ}檜皮採取」は、平成26年10月23日に選定保存技術に選定され、現在、保持者として^{おおの こうじ}大野浩二氏が認定されている。現保持者に加えて、^{こうえきしゃだんほうじんぜんこくしゃじとう や ね}公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会を保存団体として「追加認定」するものである。

（１）選定保存技術「^{ひわ ださいしゅ}檜皮採取」について

^{ひわ ださいしゅ}檜皮採取とは、屋根葺の一種で社寺に多く見られる檜皮葺に用いるため、80から100年生以上の^{たち き}檜の立木から、樹皮である^は檜皮を剥ぎ取る技術である。立木の^は檜は10年ほどで樹皮が形成され、再び採取が可能となるが、そのために樹皮下の形成層を傷つけない技術が必要である。^{じょうほう}檜の立木の下部からヘラを入れ、上方にめくり上げ、^{あさなわ}麻縄を巧みに使って足掛かりとして、高い木では20メートル以上まで登り剥いでいく。

檜皮の採取は樹皮の形成期間である4月から7月までは剥ぐことができず、労働期間が限定される。単独で山中深く入り、高い木に登る等、危険を伴い、採取した檜皮を担いで山裾まで下ろす等、重労働も要求される。そのため、仕事を継ぐ後継者が減少し、採取量が減少する等の問題となっており、保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保存団体の認定について

① 保存団体

団 体 名	^{こうえきしゃだんほうじんぜんこくしゃじとう や ね こうじぎじゅつほぞんかい} 公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会
代 表 者	会長 ^{むらかみ ひであき} 村上 英明
事務所の所在地	京都府京都市

② 保存団体の概要

同会は、昭和34年に^{ひわだ こけら}檜皮・柿を主とする屋根葺技術者が集まって結成され、同51年に選定保存技術「^{ひわだぶき こけらぶき}檜皮葺・柿葺」の保存団体に認定され、同55年に社団法人許可、平成22年に公益社団法人の認定を受けた団体である。^{ひわ ださいしゅ}檜皮採取の研修は、「^{ひわ ださいしゅ}檜皮採取」保持者の^{おおの こうじ}大野浩二氏の指導の下、修理用資材の安定確保を目的として文化庁が設定している「ふるさと文化財の森」等において継続して行ってきた。着実に技術者を増やし技術錬磨も進める等、同技術の保存・伝承に尽力しているが、

今後は組織的な技術者養成として継続性を確保し、安定的な原材料の供給を目指そうとするものである。

以上のように同会は、檜皮採取技術の保存上適当と認められる事業を行う団体である。



ひわださいしゅ
(檜皮採取の指導)



こしら
(拵えの実習)

(3) 備考

同分野の既認定者

(死亡解除)

大野 豊

(平成11年6月21日選定・認定～同22年5月20日選定・認定解除)

(現保持者)

大野 浩二

(平成26年10月23日選定・認定)

同分野の既認定団体

なし

2 やねいたせいさく 屋根板製作 こうえきしゃだんほうじんぜんこくしゃじとう やね こうじぎじゅつぽぞんかい 公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会

「^{やねいたせいさく}屋根板製作」は、平成23年9月5日に選定保存技術に選定され、現在、保持者として^{くりやまみつひろ}栗山光博氏が認定されている。現保持者に加えて、^{こうえきしゃだんほうじんぜんこくしゃじとう やね こうじぎじゅつぽぞんかい}公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会を保存団体として「追加認定」するものである。

(1) 選定保存技術「^{やねいたせいさく}屋根板製作」について

^{やねいたせいさく}屋根板製作とは、^{こけらぶき}屋根葺の一種で^{とちぶき}柿葺、^{かわらぶきしたじ}羽葺、^{どいぶき}瓦葺下地の土居葺に用いるため、^{さくら}榎や^{すぎ}杉等の木材を手作業で割り、形状を整えて屋根葺に適した板を製作する技術である。屋根面に葺く^{ひらぶきいた}平葺板、軒先に使用する^{のきづけいた}軒付板や^{うわめいた}上目板、曲面部に使用する^{すみいた}隅板等、用途の応じた仕様があり、板の厚さや長さも多様である。原木の良否を見極め、良質の^{げんぼく}板を、手際良く大量に製作することが重要で、熟練が求められる。

板葺屋根の耐用年限は20年から30年程度であり、技術の継続的な伝承が不可欠である。しかし近年は一般建築における屋根板の需要が急減し、技術の体得者も極めて少なくなっていることから、保存の措置を講ずる必要がある。

(2) 保存団体の認定について

① 保存団体

団体名	公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会
代表者	会長 村上 英明
事務所の所在地	京都府京都市

② 保存団体の概要

同会は、昭和34年に檜皮・柿を主とする屋根葺技術者が集まって結成され、同51年に選定保存技術「檜皮葺・柿葺」の保存団体に認定され、同55年に社団法人許可、平成22年に公益社団法人の認定を受けた団体である。柿葺の後継者養成、記録作成、普及啓発事業につとめ、現に、屋根板製作についても研修に組み入れている。屋根板製作の研修は、「屋根板製作」保持者の栗山光博氏の指導の下、着実に技術者を増やし、技術錬磨も進める等、同技術の保存・伝承に尽力しているが、今後は組織的な技術者養成として継続性を確保し、安定的な原材料の供給を目指そうとするものである。

以上のように同会は、屋根板製作技術の保存上適当と認められる事業を行う団体である。



ざいもくおおわ
(材木大割りの実習)



くりやまみつひろ こけらいた
(栗山光博氏の柿板製作指導)

(3) 備考

同分野の既認定者

(現保持者)

栗山 光博

(平成23年9月5日選定・認定)

同分野の既認定団体

なし

Ⅲ. 参 考

1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

2. 選定・認定までの手続き

毎年1回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

区 分	選定保存技術 (件)	保 持 者 数 (人)	保 存 団 体 数 (団体)
選定・認定前	7 0	5 5	※ 3 5 (3 2)
解除申出	0	1	0
今回の選定・認定	5	4	4 (2)
選定・認定後	7 5	5 8	※ 3 9 (3 4)

※ 保存団体には重複認定があるため、() 内は実団体数を示す。

4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保持者 ～ 伝承者の養成，技術・技能の錬磨等のための経費として1人当たり
 年間110.6万円

保存団体 ～ 伝承者の養成，技術・技能の錬磨等のため必要な経費